

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-17
法令名	河川法	根拠条項	第 58 条の 8 第 1 項	
許認可等	河川協力団体の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>(河川協力団体の指定)</p> <p>第 58 条の 8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>1 水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について (平成 25 年 7 月 11 日付け国水政第 30 号国土交通省水管理・国土保全局長通知)</p> <p>二 河川法関係</p> <p>4 河川協力団体の指定制度について (河川法第 58 条の 8 から第 58 条の 12 まで関係)</p> <p>(3) 河川協力団体の指定の対象となる者 (河川法第 58 条の 8 関係)</p> <p>河川協力団体の指定の対象となる者は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる次の団体を対象としている。</p> <p>なお、河川協力団体は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできるものであればよく、実際の活動としてはこれらの業務の一部のみを行うことであっても差し支えない。</p> <p>また、河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第 7 号)第 33 条の 9 において、河川協力団体の指定は、業務を行う河川の区間を明らかにして行うこととしている。</p> <p>なお、河川の区間とは、必ずしも河川の一部でなければいけないものではなく、河川全体でも良いことに留意されたい。</p> <p>2 河川協力団体の指定について (平成 25 年 10 月 15 日付け国水環第 69 号国土交通省水管理・国土保全局長通知)</p> <p>(別紙) 河川協力団体指定準則</p> <p>(申請資格)</p> <p>第 3 河川協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則 (昭和 40 年建設省令第 7 号) 第 33 条の 8 に規定する団体 (以下「法人等」という。) であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 代表者が定まっていること。</p> <p>二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。</p> <p>三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。</p> <p>四 法人等の構成員 (役員を含む。) が 5 名以上いること。</p> <p>五 申請時点において、法人等の設立後 5 年以上 (特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける</p>				

前の活動期間を含む。)が経過していること。

- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- 十 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（申請）

第4 河川協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 一 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- 二 直近数年間の活動実績報告書
- 三 指定後数年間の活動実施計画書
- 四 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 五 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 六 第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が必要と認める書類

（確認及び審査）

第5 河川管理者は、第4第1項により提出された書類に基づき申請資格の確認を行うとともに、第6に基づき、活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行うものとする。

（審査基準）

第6 第5の活動実績報告書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 継続性：直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
- 二 公共性：前号の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
- 三 活動姿勢：直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

3 第5の活動実施計画書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- 二 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
- 三 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。